

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第5回本部員会議

次 第

日時 令和2年3月23日（月）

13時00分から

場所 県庁3階 第一応接室

1 開会

2 議題

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症に係る対応等 | 【資料1】 |
| (2) 新型コロナウイルス感染症対策 | 【資料2】 |
| (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算 | 【資料3】 |
| (4) 各部局の取組状況等及び今後の対応方針 | 【資料4】 |

3 その他

4 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

1 国内の感染者の状況

(1) 全国の状況(チャーター便帰国者を除く)

R2. 3. 22 12 時時点、(人)

	PCR 検査 陽性者	うち無症状者	うち有症状者		うち症状有無 確認中
				うち死亡者	
国内事例	1,015	105	907	36	3

(2) 東北地域の状況

(人)

	感染確認日	性別	年代	内容
宮城県	R2. 2. 29	男性	70 代	・横浜港のクルーズ船下船者
秋田県	R2. 3. 6	男性	60 代	・横浜港のクルーズ船下船者
	R2. 3. 6	女性	10 歳未満	・北海道在住
福島県	R2. 3. 7	男性	70 代	横浜港のクルーズ船下船者
	R2. 3. 14	女性	70 代	・1/21～3/1 エジプト旅行

2 これまでの対応状況

(1) 国の対応

- 1 月 6 日 ・ 各都道府県等に対し、**武漢市**滞在歴を有する患者の医療機関での感染対策の徹底等を要請
- 1 月 7 日 ・ 各検疫所に対し、有症状者に対する自己申告の呼びかけ、受診勧奨文書発出
- 1 月 16 日 ・ 国内患者発生を受け、国民にメッセージ発出(通常感染対策の呼びかけ等)
- 1 月 21 日 ・ 関係閣僚会議を開催
- 1 月 30 日 ・ 「**新型コロナウイルス感染症対策本部**」(本部長：首相)を設置
・ 全国知事会が「**新型コロナウイルス緊急対策会議**」を設置
- 1 月 31 日 ・ **WHO**が「**国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態**」を宣言
・ 外務省が感染症危険情報を、中国全土を対象に「**渡航自粛**」に引き上げ(湖北省は渡航中止勧告)
- 2 月 1 日 ・ **新型コロナウイルス感染症**を「**指定感染症**」等に指定する政令施行
・ 出入国管理法に基づく入国規制の実施(湖北省発行旅券を所持する者及び14日以内の湖北省滞在者)
・ 都道府県に対し、下記の体制を今月上旬までに整備することを要請
 - ① 次医療圏毎の「**帰国者・接触者外来**」の設置
 - ② 「**帰国者・接触者外来**」への受診調整を行う「**帰国者・接触者相談センター**」の各保健所への設置

- 2月13日
 - ・ 新型コロナウイルス感染症を検疫法上の隔離・停留できる感染症とするため、また、無症状病原体保有者を入院措置・公費負担とするため、関係政令を改正
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に「浙江省」を追加
- 2月16日
 - ・ 感染症対策専門家会議を開催し、対策について医学的見地から対応策等を協議
- 2月19日
 - ・ 第2回感染症対策専門家会議を開催し、患者が増加する局面を想定した対応について協議
 - ・ 相談・受診の目安について協議
- 2月24日
 - ・ 第3回感染症対策専門家会議を開催し、感染対策の基本方針について協議
- 2月25日
 - ・ 政府対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- 2月27日
 - ・ 安倍首相が国の対策本部において、全国の小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から臨時休校するよう要請
- 2月29日
 - ・ 安倍首相 記者会見（臨時休校やPCRの保険適用等について）
- 3月6日
 - ・ 新型コロナウイルスに係るPCR検査の保険適用開始
 - ・ 都道府県に対し、新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えた時に備えた医療提供体制等の検討を要請
- 3月9日
 - ・ 新型コロナウイルス対策専門家会議
（「新型コロナウイルス感染症対策の見解」を発表）
- 3月10日
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」
- 3月14日
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法施行
- 3月19日
 - ・ 新型コロナウイルス対策専門家会議
（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を発表）

- ・ 日本国内の感染状況は、引き続き持ちこたえているが、一部の地域では感染拡大が見られ、今後地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、**爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない**と考えている。
- ・ 現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという方針を続けていく必要があり、
 - ① **クラスター（集団）の早期発見・早期対応**
 - ② 患者の**早期診断・重症者への集中治療の充実**と医療提供体制の確保
 - ③ **市民の行動変容**
 の3本柱の基本戦略を維持、必要に応じて強化し、速やかに行わなければならない。

- 3月19日 ・ 都道府県に対し、**新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備**を要請

- ・ 県内の患者受入れを調整する「**都道府県調整本部**」を各都道府県に設置。
(集中治療、呼吸器内科治療、救急医療、感染症医療の専門家、災害医療コーディネーター等により構成)
- ・ 厚労省において地方厚生局の区域を単位とする「**広域調整本部**」を設置。
- ・ **入院患者、重症者の受入医療機関の確保等**
- ・ **患者搬送体制**の確保 等

(2) 県の対応

- 1月9日 ・ 県医師会、感染症指定医療機関等に対し、感染対策等の徹底を要請
- 1月21日 ・ 県ホームページへの掲載による県民への情報提供の実施
- 1月24日 ・ 県旅館ホテル生活衛生同業組合等に旅行客発症の場合の適切な対応を要請
- 1月25日 ・ 上海定期便機内での健康カード配布による自己申告と適切な受診勧奨を実施
～
- 2月8日
- 1月29日 ・ 感染症指定医療機関等で構成する「**新型コロナウイルス感染症医療連絡会議**」を開催し、患者発生時の具体的対応を確認
- 2月2日 ・ 厚労省からDMATに対し武漢からの航空機帰国者の健康管理に係る派遣依頼があり、本県では岩手医科大学から1名が2日間対応
- 2月5日 ・ 「**庁内各部局連絡会議**」を設置し、各部局の取り組み等を情報共有
- 2月6日 ・ **第2回医療連絡会議**を開催し、指定感染症としての患者発生時の具体的対応を確認
- 2月7日 ・ 「**岩手県感染症対策委員会**」を開催し、県の感染対策及び専門委員会の設置について協議
- 2月8日 ・ 「**帰国者・接触者相談センター**」及び「**帰国者・接触者外来**」の対応を開始
- 2月10日 ・ 県民生活の安全安心に関わる各分野の**関係団体等による「連絡会議**」を開催し、消防、警察、医療、各種インフラ、金融、報道等の団体と情報共有
- 2月11日 ・ 「**岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会**」を設置し、県の対策に関し専門的な知見に基づき具体的に協議
- 2月18日 ・ **岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部**を設置し、第1回本部員会議を開催
 - ・ **第2回専門委員会**開催
(新型コロナウイルス感染症対策に係る県内の医療体制について)
- 2月22日 ・ **第3回医療連絡会議**を開催し、患者が増加することを想定した医療体制について協議

- 2月26日 ・ 第2回県対策本部本部員会議開催
- 3月6日 ・ 第3回県対策本部本部員会議開催
(知事から「県民の皆様へのメッセージ」発出)
- 3月13日 ・ 第4回県対策本部本部員会議開催
(国の緊急対応策第2弾を踏まえた対応方針について)
(新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案の内容について)
- 3月17日 ・ 第3回専門委員会開催
(新型コロナウイルス感染症対策に係る課題と今後の対応等について)

(3) 県内の帰国者・接触者相談センターへの相談状況

ア 開設日

令和2年2月8日

イ 受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日 9時00分～17時00分	各県保健所（9か所） 盛岡市保健所
全日（土日・祝日を含む）24時間体制（2/19～）	県庁医療政策室

ウ 相談対応件数

	2/8 土 ～ 3/12 木	3/13 金	3/14 土	3/15 日	3/16 月	3/17 火	3/18 水	累計
各保健所	821	39	11	6	45	31	36	989
医療政策室	278	6	9	16	5	12	9	335
合計	1,099	45	20	22	50	43	45	1,324

エ 主な相談内容

- ・ 東京でコンサートに行ったが大丈夫か。
- ・ 医療機関を受診したが、熱が下がらない。

(4) 県内の一般相談窓口への相談状況

ア 開設日

令和2年1月21日

イ 受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日 9時00分～17時00分	各県保健所（9か所） 盛岡市保健所
全日（土日・祝日を含む）9時00分～21時00分	県庁医療政策室

ウ 相談対応件数（件数の計上は2月8日から）

	2/8 土 ～ 3/12 木	3/13 金	3/14 土	3/15 日	3/16 月	3/17 火	3/18 水	累計
各保健所	887	41	2	2	42	28	37	1,039
医療政策室	151	4	7	1	9	5	5	182
合計	1,038	45	9	3	51	33	42	1,221

エ 主な相談内容

- ・ マスクが手に入らない。地元のドラッグストアにない。
- ・ 社内で新型コロナウイルス感染症患者が出た場合には、どのような対応をすべきか。

(5) 新型コロナウイルスの検査状況

これまでの検査状況（全て陰性）（3月22日6:00時点）

検査結果判明日	2/13	2/15	2/20	2/21	2/26	2/27	2/28	2/29	3/2
行政検査件数	1	1	1	1	2	3	2	1	1
民間検査件数									
検査結果判明日	3/4	3/6	3/7	3/11	3/13	3/16	3/17	3/18	3/19
行政検査件数	2	2	3		1	1		5	4
民間検査件数				2		1			
検査結果判明日	3/20	3/21							計
行政検査件数	2	1							34
民間検査件数									3

※ 3/13の行政検査1件と3/16の民間検査1件は同一患者について重複して実施されたもの。

※ 3/18の行政検査2件と3/19の行政検査2件は同一患者について重複して実施されたもの。

(6) 医療用マスクの医療機関への緊急提供について

	県への 提供時期	提供元	枚数	配布先	配分量	提供時期
既確保分		厚生労働省	40,000枚	岩手医科大学 附属病院	40,000枚	3/18から各週 10,000枚ずつ
		県・市町村在庫分	46,150枚	県内医療機関 (県医師会経由)	23,000枚	順次提供中
今回 確保分	3/16	国省庁備蓄分	41,100枚	感染症指定医療機関 等	約34,000枚	順次提供中
今後 提供分	3/23以降	国一括購入分 (全国で1500万枚分)	約200,000枚	調整中		

3 2月25日、国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の概要

(1) 基本方針の趣旨

- ・ 現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的に示したもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・ 一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
- ・ 閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

(3) 現時点での対策の目的

- ・ 感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・ 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

① 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ・ 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけ
- ・ 企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等の呼びかけ
- ・ 地域や企業に対する感染拡大防止の観点からの開催の必要性の検討要請

② 国内での感染状況の把握（サーベイランス（発生动向調査））

- ・ 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

③ 感染拡大防止策

○ 地域で患者数が継続的に増えている状況での

- ・ 積極的疫学調査や健康観察は縮小及び、広く外出自粛の協力を求める対応へのシフト
- ・ 地域の状況に応じた、患者クラスターへの対応を継続、強化する。

○ 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関する都道府県等の設置者等への要請

④ 医療提供体制

- ・ 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、感染を疑う患者を受け入れる
- ・ 透析医療機関、産科医療機関等新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療を行わない医療機関を事前に検討
- ・ 症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診すること。
- ・ 症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、電話による診療等により処方箋を発行するなど、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築すること。

(5) 今後の進め方について

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進める。

4 3月9日、国の専門家会議が示した「新型コロナウイルス感染症対策の見解」の概要

(1) 感染拡大防止に向けた日本の基本戦略

専門家会議では、日本で新型コロナウイルスに対応するための基本的な考え方を、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大の効果を最大限にするという方針とし、具体的な戦略を「クラスターの早期発見早期対応」「患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」「市民の行動が変容」の3本柱を具体的戦略として提言。

(2) 現在の国内の感染状況

本日時点での日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているのではないかと考える。

(3) 重症化する患者さんについて

日本では、死亡者数は大きく増えておらず、日本の医師が重症化しそうな患者の多くを検出し、適切に治療できており、医療の質の高さを示唆していると考えられ、今後も、医療提供体制を強化する必要がある。

(4) 北海道における、「人と人との接触を可能な限り控える」対策について

北海道での対策については、北海道での緊急事態宣言から少なくとも約2週間後からでなければ効果測定は困難であり、対策の効果は、今月19日頃を目途に公表する。

北海道では、急速な感染拡大を収束に向かわせることを目的として、2020年2月28日に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が知事より示された。

(5) 今後の長期的な見通しについて

WHOは3つの異なるシナリオ(3Cs)を考えるべきとしており、それぞれの地域を

- 1) 感染者が他地域からの感染者に限定されている地域 (Cases)、
- 2) クラスターを形成している地域 (Cluster)、
- 3) 地域内に広範に感染者が発生している地域 (Community Transmission)、

の3つに分類して対応を考えることが必要だとしており、専門家会議としては今後、厚労省が示す指針と北海道での対策の効果をもとに全国各地での対応を検討し、報告する。

(6) みなさまにお願いしたいこと

これまで集団感染に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に

重なった場であり、こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられる。そのため、3つの条件が同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってほしい。

5 3月10日、国が示した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- 感染拡大防止策
 - ・クラスター対策の専門家を派遣
- 需給両面からの総合的なマスク対策
 - ・医療機関向けマスク 1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
- PCR検査体制の強化
 - ・PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
 - ・PCR検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)
- 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速
 - ・緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- 症状がある方への対応
- 情報発信の充実
 - ・厚生労働省のホームページや政府広報などわかりやすく情報提供する。

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

- 保護者の休暇取得支援等
- 個人向け緊急小口資金等の特例
- 放課後児童クラブ等の体制強化等
- 学校給食休止への対応
- テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大
- 強力な資金繰り対策
- サプライチェーン毀損への対応
- 観光業への対応
- 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- 新たな法整備
 - ・国民の命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小なものとなるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に暫定的に加える。
- 水際対策における迅速かつ機動的な対応
 - ・水際対策は国内への感染者の急激な流入を防止するため、入国制限などを引き続き実施する。

- 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等
- 国際連携の強化
 - ・ 途上国に対し、国際社会全体としての感染症対策に積極的に貢献する。
- 地方公共団体における取組への財政支援

6 3月19日、国の専門家会議が示した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の概要

状況分析

- (1) 現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという方針を続けていく必要がある。そのため、
- ① クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応
 - ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
 - ③ 市民の行動変容
- という3本柱の基本戦略を維持、必要に応じて強化し、速やかに行わなければならない。
- (2) WHOは、日本が「クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」という戦略をとって様々な取組を進めてきたことを高く評価。
- しかしながら、国及び地方公共団体におけるクラスター対策の実施体制には、**専門家が少ない、保健所における労務負担が過重など、様々な課題。**
- (3) 日本国内の感染は、引き続き、持ちこたえているが、一部の地域で感染拡大がみられ、今後、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、**爆発的な感染拡大（オーバーシュート）につながりかねない。**
- (4) 日本全国で見れば、大規模イベント等の自粛や学校の休校等の直接の影響なのか、それに付随して国民の行動変容が生じたのか、その内訳までは分からないものの、**一連の国民の適切な行動変容により、国内での新規感染者数が若干減少するとともに、効果があったことを意味している。**
- (5) オーバーシュートは、**地域の医療提供体制の崩壊を招きかねず、この感染症のみならず、通常であれば救える命を救えなくなるという事態に至りかねない。**
- (6) 各地域で想定される外来、入院患者数等に応じた医療提供体制が整えられるよう、重点的な受入医療機関の設定や、重点医療機関等への医療従事者の派遣等の**医療提供体制の整備を各都道府県が実施することが早急に必要。**
- また、必要に応じ特に重篤患者に係る広域調整を行うため、都道府県を越えた広域調整本部の設置準備等があらかじめ必要。

(7) 今後、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていくことが必要。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施すること。

(8) 学校の一斉休校については、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えるが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難。

ただし、「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられる。

提言等

(1) 政府及び地方公共団体への提言

① クラスター対策の抜本的な強化

抜本的なクラスター対策の拡充、一刻も早い実現を政府に強く要望。

- ・ 地域でクラスター対策を指揮する専門家を支援する人材の確保
- ・ 地方公共団体間の強力な広域連携の推進
- ・ 感染者情報を各地域のリスクアセスメントに活用できるシステムの構築
- ・ 保健所が大規模なクラスター対策に専念できる人員と予算の投入等

② 3つの条件が同時に重なった場を避ける取組の必要性に関する周知啓発の徹底

③ 重症者を優先する医療体制の構築

- ・ リスクの高い人の早めの受診
- ・ 入院治療不要の軽症者や無症状の陽性者の自宅療養（電話による健康状態の把握は継続）
- ・ 入院の対象を、持続的に酸素投与が必要な肺炎を有する患者、合併症を有する患者等に限定等。

④ 学校等について

春休み明け以降の学校に当たっては、子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていく観点から、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組を進めていくことが重要。

(2) 市民と事業者の皆様へ

① 3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛のお願い

② 感染者等に対する偏見等を防ぐための配慮のお願い

③ 積極的疫学調査への協力のお願い

④ 重症化リスクの高い方々及びそれらの方に接する方々へのお願い

- ⑤ 若者世代へのお願い
- ⑥ 医療従事者へのお願い
- ⑦ PCR検査について

適切な対象者を検査することで、新型コロナウイルスに感染した疑いのある肺炎患者への診断・治療を行っているほか、濃厚接触者の検査により、感染のクラスター連鎖をとめ、感染拡大を防止している。今後も現状で必要なPCR検査が速やかに実施されるべきと考えている。

- ⑧ 大規模イベント等の取扱いについて

全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えるが、専門家会議としては、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると考える。

資料 2

新型コロナウイルス感染症対策

(令和2年3月23日 岩手県)

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」等を踏まえ、感染防止や、学校の臨時休業に伴う課題の対応、経済対策を行うこととし、それに必要な予算を措置する。

補正予算により措置される新規・拡充施策に加え、既存施策の一層の推進や柔軟な対応により、対策を進める。

今後も、県民の命と健康を守り、社会経済への悪影響を最小限にとどめるべく、必要な対策を講じていく。

保健・医療分野

<新たに実施する施策（補正予算における対応など）>

(令和元年度補正予算対応)

◆感染症対策、マスク・消毒液の購入等に関する対応

○【新規】障害者支援施設等衛生用品緊急調達事業費（10百万円）

障害福祉サービス事業所等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布

○【新規】介護施設等衛生用品緊急調達事業費（99百万円）

介護施設等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布

○【新規】児童養護施設等衛生用品緊急調達事業費（11百万円）

児童養護施設等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布

○保育対策総合支援事業費（6百万円）【補正後現計21百万円】

認可外保育施設に対し、マスク・消毒液を一括購入し配付

○感染症予防費（2百万円）【補正後現計4百万円】

帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の整備及びマスク・消毒薬を購入し、医療機関に配布する事業に要する経費

(令和2年度補正予算対応)

◆感染症対策、マスク・消毒液の購入等に関する対応

○感染症予防費（41百万円）【補正後現計43百万円】

感染症検査に係る公費負担に要する経費

医療機関等に向け、マスク・消毒液を配布するために要する経費

○結核・感染症サーベイランス事業費（18百万円）【補正後現計20百万円】

環境保健研究センターに新型コロナウイルス感染症検査に係る関係器材等を整備

○新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助（47百万円）

【補正後現計72百万円】

新型コロナウイルス感染症患者の発生及び拡大に備え外来及び入院の医療体制を確保するため、医療機関(県立病院を含む)の備品等整備費用に要する経費を補助

(既配予算等で対応する施策)

◆検査体制の充実強化

- ・ 新型コロナウイルスの遺伝子検査を行うPCR検査機器を2台に増設することにより、1日に可能な検査件数を拡大(20→40件)するとともに、より効率的な運用を促進

(その他)

◆社会福祉施設における感染拡大防止策等

- ・ 国が一括購入・全国配付する2,000万枚の布製マスクについて、県内配布を促進

<既に実施している施策等>

◆感染拡大防止策・情報発信等

- ・ 県公式HPやツイッターを活用した、知事による「県民の皆様へのメッセージ」をはじめ、新型コロナウイルス感染症関係情報の発信
- ・ 国配布のマスクについて、9医療機関に対して約3万5千枚を提供

子ども・子育て分野

<新たに実施する施策(補正予算における対応など)>

(令和元年度補正予算対応)

◆ 学校一斉休業に関する対応

○生活福祉資金貸付事業推進費補助(198百万円)【補正後現計294百万円】

休業等により一時的に収入が減少した世帯を対象に行う資金貸付に要する経費

○放課後等デイサービス支援事業費補助(43百万円)【補正後現計1,493百万円】

放課後等デイサービス事業所が、午前からの開所や新規の利用者の受入れ等に対応した場合に生じる費用について支援するための経費

○学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助(1百万円)【補正後現計16百万円】

学校一斉休業に伴う放課後子供教室の実施に要する経費

○特別支援学校費管理運営費(1百万円)【補正後現計99百万円】

学校給食の休止に伴い、特別支援学校の給食食材について、保護者負担分を学校設置者である県が負担する経費

(その他)

◆感染拡大防止策・学校の臨時休業に伴う課題への対応

- ・ 国が一括購入・全国配付する2,000万枚の布製マスクについて、県内配布を促進(再掲)

<既に実施している施策等>

◆子どもの居場所の確保等

- ・ 学校一斉臨時休業に伴い、一部の学校において、教室、図書室等での子どもの受入れや、放課後児童クラブへの教員派遣に対応
- ・ 学校一斉臨時休業に伴い、部活動は引き続き禁止としつつ、健康保持等の観点から、学校の校庭や体育館を生徒に開放

- ・ 県立図書館、美術館、博物館は、衛生管理等の感染拡大防止策を徹底しながら、開館を継続

産業分野

<新たに実施する施策（補正予算における対応など）>

（令和2年度補正予算対応）

◆中小企業に対する資金繰り

○【新規】新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金（10,900百万円）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に支障が生じている県内中小企業者に対して経営安定のために必要な資金の融資を行う経費

○【新規】新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助（31百万円）

新型コロナウイルス感染症対策資金の融資に併せて保証料補給を行う経費

（既配予算等で対応する施策）

◆観光業への対応

- ・ 県民が地元宿泊施設に宿泊し、地域を元気にするための「(仮称)岩手に泊まって応援キャンペーン」を展開（4/1～（予定））

◆通信販売や中食などの新たな市場ニーズを捉えた商品開発や販路拡大の支援

- ・ いわて希望応援ファンド助成金を活用し、通信販売や中食などで需要が伸びている分野の商品開発と販路拡大を支援（公募期間3/25～5/8）
- ・ いわて食の大商談会（6/17開催）において、通信販売や中食などで需要が伸びている商品のPRや関連分野のバイヤー招聘を実施

<既に実施している施策等>

◆中小企業者への支援

- ・ 県や商工指導団体・金融機関等が設置した相談窓口において、中小企業者の経営相談に対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る経済金融連絡会議を開催し、関係団体間の対応状況等を情報共有
- ・ 金融機関や岩手県信用保証協会に対し、既往債務の条件変更など、柔軟な対応を要請
- ・ 商工会、商工会議所等が行う経営相談や専門家派遣事業等を支援
- ・ 県単融資制度などにより、中小企業者に対する資金繰りを支援
- ・ 高度化スキーム貸付先事業者に対する資金繰りを支援

◆「買うなら岩手のもの運動～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～」を展開し、県産品や県内で生産されている牛乳、県産花き等の消費拡大をPR

◆就活生への支援

- ・ 政府からの全国的なイベントの自粛要請により、企業説明会等の中止が相次いでいることから、「いわてで働こう！WEB合同企業説明会」を実施

- ・ 県公式ホームページに就職活動を行う学生に向けた知事メッセージや就職支援情報をまとめた特設サイトを開設

◆**農業者等への支援**

- ・ 農業近代化資金ほか、農業者等に対する資金繰りを支援

【その他の施策】

◆**国の動向や経済状況等を踏まえ、全国知事会等と連携しながら感染拡大防止や経済対策に係る提言・要望を実施**

◆**地方税納税の猶予等**

◆**公共工事の工期の柔軟化等**

◆**指定管理施設の利用キャンセルに伴う収納済み利用料金の還付**

- ・ 県の指定管理者制度導入施設について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者が施設利用を取り消した場合に、指定管理者が利用者に対して利用料金の還付を実施（還付の対象期間：令和2年2月26日から3月31日まで）。

資料 3

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算

令和2年3月23日（月）

岩 手 県

（注）この資料の内容は、今後の精査等により異同を生じる場合があります。

	目	次	頁
1	総括	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	補正予算議案		
	・ 令和元年度一般会計補正予算（第7号）概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	（保健福祉部）	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（教育委員会）	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	・ 令和2年度一般会計補正予算（第1号）概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	（保健福祉部）	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	（商工労働観光部）	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	（医療局）	・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1 総括

2月県議会定例会追加提出予定議案一覧

【議案】

- 議案第 88 号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）
 議案第 89 号 令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）
 議案第 90 号 令和 2 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）

2月県議会定例会追加提出予定議案要旨

議案

番号	案 件 名	要 旨			備 考
議案 88	令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）	(補正前) 千円 970,373,554	(補正額) 千円 370,792	(補正後) 千円 970,744,346	
89	令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）	(補正前) 千円 932,313,364	(補正額) 千円 11,036,502	(補正後) 千円 943,349,866	
90	令和 2 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）	(既決予定額) 千円 収益的收入 114,091,702 支出 112,568,170 資本的收入 14,740,833 支出 22,138,467	(補正予定額) 千円 6,067 6,067 14,046 14,046	(計) 千円 114,097,769 112,574,237 14,754,879 22,152,513	

令和元年度一般会計補正予算（第7号）で
措置する主な事業費

(単位：千円)

事業名	措置額	備考
生活福祉資金貸付事業推進費補助	198,000	
介護施設等衛生用品緊急調達事業費	99,280	
放課後等デイサービス支援事業費補助	43,441	
感染症予防費	2,195	

令和2年度一般会計補正予算（第1号）で
措置する主な事業費

(単位：千円)

事業名	措置額	備考
感染症予防費	40,938	
新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助	46,945	
新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金	10,900,000	

2 補正予算議案

令和元年度一般会計補正予算（第7号）概要

〔一般会計〕

（単位：百万円、％）

区 分		予 算 額	財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	その他	一 般
令和元年度	現 計 予 算 額	970,374	197,909	55,285	158,576	558,603
	補正予算額（第7号）	371	269	-	99	2
	補正後現計予算額（A）	970,744	198,179	55,285	158,675	558,605
平成30年度2月現計予算額（B）		968,235				
比較	増減額（A）－（B）	2,509				
	増減率（％）	0.3				

（注）精査の結果、計数に異同を生ずることがあります。
内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

〔予算編成の考え方〕

- ・ 国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」に対応し、感染拡大の防止や学校一斉休業による影響に対応するための経費など緊急に必要な予算を計上

〔主な事業〕

- ・ 別紙のとおり

〔一般財源の内訳〕

- ・ 財政調整基金の取崩しにより対応

令和元年度一般会計補正予算（第7号）における主な事業

（補正予算額：371 百万円）

1 感染症対策、マスク・消毒液の購入等に関する対応

[新] ・ 障害者支援施設等衛生用品緊急調達事業費（10 百万円）〔保健福祉部〕

障害福祉サービス事業所等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布

[新] ・ 介護施設等衛生用品緊急調達事業費（99 百万円）〔保健福祉部〕

介護施設等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布

[新] ・ 児童養護施設等衛生用品緊急調達事業費（11 百万円）〔保健福祉部〕

児童養護施設等に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布

・ 保育対策総合支援事業費（6 百万円）【補正後現計 21 百万円】〔保健福祉部〕

認可外保育施設に対し、マスク・消毒液を一括購入し配布

・ 感染症予防費（2 百万円）【補正後現計 4 百万円】〔保健福祉部〕

帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の整備及びマスク・消毒薬を購入し、医療機関に配布する事業に要する経費

2 学校一斉休業に関する対応

・ 生活福祉資金貸付事業推進費補助（198 百万円）【補正後現計 294 百万円】〔保健福祉部〕

休業等により一時的に収入が減少した世帯を対象に行う資金貸付に要する経費

・ 放課後等デイサービス支援事業費補助（43 百万円）【補正後現計 1,493 百万円】〔保健福祉部〕

放課後等デイサービス事業所が、午前からの開所や新規の利用者の受入れ等に対応した場合に生じる費用について支援するための経費

・ 学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助（1 百万円）【補正後現計 16 百万円】

〔教育委員会〕

学校一斉休業に伴う放課後子供教室の実施に要する経費

・ 特別支援学校費管理運営費（1 百万円）【補正後現計 99 百万円】〔教育委員会〕

学校給食の休止に伴い、特別支援学校の給食食材について、保護者負担分を学校設置者である県が負担する経費

令和元年度岩手県一般会計補正予算（第7号）の概要（保健福祉部）

1 予算額

（単位：百万円）

区 分	現 計 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後現計予算額
予 算 額	139,044	369	139,413
うち国の緊急対応策対応分	-	367	367

2 主な事項及び内容

科 目	補 正 予 算 額	事 項 及 び 内 容						
社会福祉総務費 （3款1項1目）	千円 198,000	<p>○生活福祉資金貸付事業推進費補助 198,000千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症による経済への影響に伴い、県社会福祉協議会が行う休業等により一時的に収入が減少した世帯への資金の貸付に要する経費に対し、補助しようとするものであり、国の緊急対応策に対応し、所要額を補正しようとするものである。</p> <p>補助先 岩手県社会福祉協議会 補助率 定額</p> <p>予算額（千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補 正 前</th> <th style="width: 33%;">補 正 額</th> <th style="width: 34%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">95,526</td> <td style="text-align: center;">198,000</td> <td style="text-align: center;">293,526</td> </tr> </tbody> </table>	補 正 前	補 正 額	計	95,526	198,000	293,526
補 正 前	補 正 額	計						
95,526	198,000	293,526						
障がい者福祉費 （3款1項2目）	千円 9,720	<p>○（新規）障害者支援施設等衛生用品緊急調達事業費 9,720千円</p> <p>障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症患者の発生及び拡大を予防するため、国の緊急対応策に対応し、マスク等の衛生用品を購入しようとするものである。</p>						
老人福祉費 （3款1項3目）	千円 99,280	<p>○（新規）介護施設等衛生用品緊急調達事業費 99,280千円</p> <p>介護施設等における新型コロナウイルス感染症患者の発生及び拡大を予防するため、国の緊急対応策に対応し、マスク等の衛生用品を購入しようとするものである。</p>						

科 目	補 正 予 算 額	事 項 及 び 内 容						
児 童 福 祉 総 務 費 (3 款 3 項 1 目)	千円 16,011	<p>○保育対策総合支援事業費 5,511 千円</p> <p>認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症患者の発生及び拡大を予防するため、国の緊急対応策に対応し、マスク等の衛生用品を購入しようとするものであり、所要額を補正しようとするものである。</p> <p>予算額 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補 正 前</th> <th>補 正 額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,648</td> <td>5,511</td> <td>21,159</td> </tr> </tbody> </table> <p>○(新規) 児童養護施設等衛生用品緊急調達事業費 10,500 千円</p> <p>児童養護施設や婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症患者の発生及び拡大を予防するため、国の緊急対応策に対応し、マスク等の衛生用品を購入しようとするものである。</p>	補 正 前	補 正 額	計	15,648	5,511	21,159
補 正 前	補 正 額	計						
15,648	5,511	21,159						
児 童 措 置 費 (3 款 3 項 2 目)	千円 43,441	<p>○放課後等デイサービス支援事業費補助 43,441 千円</p> <p>特別支援学校等の一斉臨時休校により、放課後等デイサービス事業所が午前からの開所や新規の利用者の受入れ等に対応した場合に生じる費用について、支援するための経費であり、国の緊急対応策に対応し、所要額を補正しようとするものである。</p> <p>補助先 市町村 補助率 10/10</p> <p>予算額 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補 正 前</th> <th>補 正 額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,449,651</td> <td>43,441</td> <td>1,493,092</td> </tr> </tbody> </table>	補 正 前	補 正 額	計	1,449,651	43,441	1,493,092
補 正 前	補 正 額	計						
1,449,651	43,441	1,493,092						
予 防 費 (4 款 1 項 3 目)	千円 2,195	<p>○感染症予防費 2,195 千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対応するために設置した「帰国者・接触者相談センター」における相談体制の整備や、感染症の発生及び拡大に備えて医療提供体制を維持するため、医療機関に配布するマスク等の衛生用品を購入するための経費等であり、所要額を補正しようとするものである。</p> <p>予算額 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補 正 前</th> <th>補 正 額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,129</td> <td>2,195</td> <td>4,324</td> </tr> </tbody> </table>	補 正 前	補 正 額	計	2,129	2,195	4,324
補 正 前	補 正 額	計						
2,129	2,195	4,324						

令和元年度岩手県一般会計補正予算（第7号）の概要（教育委員会）

1 予算額

（単位：百万円）

区 分	現 計 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後現計予算額
予 算 額	138,338	2	138,340
うち国の緊急対応策対応分		2	2

2 主な事項及び内容

科 目	補 正 予 算 額	事 項 及 び 内 容						
特別支援学校費 (10款5項1目)	千円 732	<p>○管理運営費 732千円</p> <p>学校一斉臨時休業に伴い、特別支援学校の不用となった給食食材について、保護者負担分を学校設置者である県が負担することとし、所要額を補正しようとするものである。</p> <p>予算額（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補 正 前</th> <th>補 正 額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>98,006</td> <td>732</td> <td>98,738</td> </tr> </tbody> </table>	補 正 前	補 正 額	計	98,006	732	98,738
補 正 前	補 正 額	計						
98,006	732	98,738						
社会教育総務費 (10款6項1目)	千円 1,413	<p>○学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助 1,413千円</p> <p>学校一斉臨時休業に伴い、市町村が実施する放課後子供教室を新たに設置する等の経費について、所要額を補正しようとするものである。</p> <p>補助先 市町村 補助率 10/10</p> <p>予算額（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補 正 前</th> <th>補 正 額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14,974</td> <td>1,413</td> <td>16,387</td> </tr> </tbody> </table>	補 正 前	補 正 額	計	14,974	1,413	16,387
補 正 前	補 正 額	計						
14,974	1,413	16,387						

令和2年度一般会計補正予算（第1号）概要

〔一般会計〕

（単位：百万円、％）

区 分		予 算 額	財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	その他	一 般
令和 2 年度	現 計 予 算 額	932,313	159,434	50,812	169,128	552,940
	補正予算額（第1号）	11,037	40	-	10,900	97
	補正後現計予算額（A）	943,350	159,473	50,812	180,028	553,037
令和元年度当初予算額（B）		935,502				
比 較	増減額（A）－（B）	7,848				
	増減率（％）	0.8				

（注）精査の結果、計数に異同を生ずることがあります。
内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

〔予算編成の考え方〕

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための医療提供体制の整備や事業活動縮小に伴う中小企業の資金繰りのための貸付金の創設など緊急に対応が必要となる予算を計上

〔主な事業〕

- ・ 別紙のとおり

〔一般財源の内訳〕

- ・ 財政調整基金の取崩しにより対応

令和2年度一般会計補正予算（第1号）における主な事業

（補正予算額：11,037百万円）

1 感染症対策、マスク・消毒液の購入等に関する対応

・ 感染症予防費（41百万円）【補正後現計43百万円】〔保健福祉部〕

感染症検査に係る公費負担に要する経費

医療機関等に向け、マスク・消毒液を配布するために要する経費

・ 結核・感染症サーベイランス事業費（18百万円）【補正後現計20百万円】〔保健福祉部〕

環境保健研究センターに新型コロナウイルス感染症検査に係る関係器材等を整備

・ 新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助（47百万円）

【補正後現計72百万円】〔保健福祉部〕

新型コロナウイルス感染症患者の発生及び拡大に備え外来及び入院の医療体制を確保するため、医療機関の備品等整備費用に要する経費を補助

2 中小企業に対する資金繰り

[新] ・ 新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金（10,900百万円）〔商工労働観光部〕

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に支障が生じている県内中小企業者に対して経営安定のために必要な資金の融資を行う経費

[新] ・ 新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助（31百万円）〔商工労働観光部〕

新型コロナウイルス感染症対策資金の融資に併せて保証料補給を行う経費

令和2年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の概要（保健福祉部）

1 予算額

（単位：百万円）

区 分	現 計 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後現計予算額
予 算 額	135,385	106	135,491
うち国の緊急対応策対応分		0	0

2 主な事項及び内容

科 目	補 正 予 算 額	事 項 及 び 内 容												
予 防 費 （4款1項3目）	千円 105,782	<p>○感染症予防費 40,938千円 新型コロナウイルス感染症患者の発生及び拡大に備えて医療提供体制を維持するために必要なマスク等の衛生用品を購入するとともに、感染症指定医療機関等が行政検査として実施するPCR検査について、公費負担しようとするものである。 予算額（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補 正 前</th> <th>補 正 額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,641</td> <td>40,938</td> <td>43,579</td> </tr> </tbody> </table> <p>○結核・感染症サーベイランス事業費 17,899千円 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査体制を強化するため、環境保健研究センターに新型コロナウイルス感染症検査に係る関係器材を購入しようとするものである。 予算額（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補 正 前</th> <th>補 正 額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,301</td> <td>17,899</td> <td>20,200</td> </tr> </tbody> </table>	補 正 前	補 正 額	計	2,641	40,938	43,579	補 正 前	補 正 額	計	2,301	17,899	20,200
補 正 前	補 正 額	計												
2,641	40,938	43,579												
補 正 前	補 正 額	計												
2,301	17,899	20,200												

科 目	補 正 予 算 額	事 項 及 び 内 容								
		<p>○新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助 46,945 千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者の発生及び拡大に備えて医療提供体制を強化するため、入院医療機関の簡易陰圧装置及び人工呼吸器並びに感染症外来協力医療機関の個人防護具等の整備に要する経費に対し補助しようとするものである。</p> <p>補助先 医療機関 補助率 定額</p> <p>予算額 (千円)</p> <table border="1" data-bbox="711 640 1422 741"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 640 948 689">補 正 前</th> <th data-bbox="948 640 1184 689">補 正 額</th> <th data-bbox="1184 640 1422 689">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="711 689 948 741">24,877</td> <td data-bbox="948 689 1184 741">46,945</td> <td data-bbox="1184 689 1422 741">71,822</td> </tr> </tbody> </table>			補 正 前	補 正 額	計	24,877	46,945	71,822
補 正 前	補 正 額	計								
24,877	46,945	71,822								

令和2年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の概要（商工労働観光部）

1 予算額

（単位：百万円）

区 分	現 計 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後現計予算額
予 算 額	131,766	10,931	142,697
うち国の緊急対応策対応分		0	0

2 主な事項及び内容

科 目	補 正 予 算 額	事 項 及 び 内 容
中小企業振興費 （7款1項2目）	千円 10,930,720	<p>○（新規）新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金 10,900,000千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に支障が生じている中小企業者に対して、経営安定に必要な資金を融資するため、金融機関に貸付原資の一部を預託しようとするものである。</p> <p>融資枠 20,000,000千円 貸付限度額 80,000千円 貸付期間 10年以内 貸付利率（末端） 固定 年1.4%以内 変動 年1.2%以内</p> <p>○（新規）新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助 30,720千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策資金を借り入れた者に対して、融資に係る保証料の一部を補給して、負担を軽減するため、岩手県信用保証協会に補助しようとするものである。</p> <p>補助先 岩手県信用保証協会 補助率 定額</p>

令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）の概要

1 予算の内訳

(単位：千円)

	区 分	現 計 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後現計予算額
収 益 的 収 支	収 益	114,091,702	6,067	114,097,769
	費 用	112,568,170	6,067	112,574,237
	差引損益	1,523,532	0	1,523,532
	経常損益	1,523,532	0	1,523,532
資 本 的 収 支	収 入	14,740,833	14,046	14,754,879
	支 出	22,138,467	14,046	22,152,513
	差 引 (内部留保資金充当額)	7,397,634	0	7,397,634

2 主な事項及び内容

(1) 収益的収支

科 目	補正予算額	事 項 及 び 内 容						
医 業 外 収 益 (第1款2項)	千円 6,067	○補助金 6,067千円 新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助金の増により、補助金を補正しようとするものである。 予算額(千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,989,263</td> <td>6,067</td> <td>17,995,330</td> </tr> </tbody> </table>	補正前	補正額	計	17,989,263	6,067	17,995,330
補正前	補正額	計						
17,989,263	6,067	17,995,330						
医 業 費 用 (第1款1項)	6,067	○材料費 6,067千円 新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制整備に要する材料費を補正しようとするものである。 予算額(千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>109,955,353</td> <td>6,067</td> <td>109,961,420</td> </tr> </tbody> </table>	補正前	補正額	計	109,955,353	6,067	109,961,420
補正前	補正額	計						
109,955,353	6,067	109,961,420						

(2) 資本的収支

科 目	補正予算額	事 項 及 び 内 容						
補 助 金 (第1款3項)	千円 14,046	○補助金 14,046千円 新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助金の増により、補助金を補正しようとするものである。 予算額(千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>669,131</td> <td>14,046</td> <td>683,177</td> </tr> </tbody> </table>	補正前	補正額	計	669,131	14,046	683,177
補正前	補正額	計						
669,131	14,046	683,177						
建 設 改 良 費 (第1款1項)	14,046	○医療器械費 14,046千円 新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制整備に要する医療器械費を補正しようとするものである。 予算額(千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,874,657</td> <td>14,046</td> <td>7,888,703</td> </tr> </tbody> </table>	補正前	補正額	計	7,874,657	14,046	7,888,703
補正前	補正額	計						
7,874,657	14,046	7,888,703						

資料 4

(1) これまでの取組状況 (主な現状等)																	
<p>1 県民向け広報</p> <p>ア 県ホームページによる情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 県ホームページに新型コロナウイルス感染症関連情報を集約した特設ページを開設し随時更新 知事から県民の皆様へのメッセージを掲載 (3/6) <p>イ SNS (ツイッター (フォロワー数 : 67,847 件) ・フェイスブック (同 : 14,209 件)) を活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民への注意喚起 (冷静な行動の呼びかけ、悪質商法への注意喚起等) イベント等の中止情報、相談窓口や各種支援策の紹介 関係省庁 (内閣府、厚生労働省等) のリツイート 																	
<p>2 提言等受理状況</p> <p>ア 受理件数 (3月18日正午現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計</th> <th>電 話</th> <th>メール等(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40件</td> <td>2件</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>県 内</td> <td>1件</td> <td>32件</td> </tr> <tr> <td>県 外</td> <td>0件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>不 明</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県ホームページ (インターネット知事室等) の問い合わせフォーム、FAX、文書を含む。</p> <p>イ 主な提言内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育所、学校等での感染拡大防止 12件 県の検査体制、医療体制 (体制の充実、速やかな公表等) 8件 イベント等の自粛 (自粛要請、開催への不安等) 5件 県内の観光地、高速道路サービスエリア等での感染拡大防止 2件 県職員、教職員の人事異動 2件 ダイヤモンド・プリンセス号への対応 (国対応への批判等) 2件 			計	電 話	メール等(※)	40件	2件	38件	県 内	1件	32件	県 外	0件	6件	不 明	1件	0件
計	電 話	メール等(※)															
40件	2件	38件															
県 内	1件	32件															
県 外	0件	6件															
不 明	1件	0件															
<p>3 政党等による知事への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民民主党岩手県総支部連合会、岩手県議会会派希望いわて (3/3) 公明党岩手県本部 (3/5) 自由民主党岩手県支部連合会、岩手県議会会派自由民主党 (3/10) 日本共産党岩手県委員会 (3/18) <p>※ 県政提言及び知事への要望は、担当部局において対応を検討の上、県の取組状況を要望者に回答 (県民の声共有システムを通じ庁内で共有)</p>																	
(2) 今後の対応方針																	
<p>関係部局と連携し、県民や事業者向け等の情報発信や呼びかけをしていくほか、提言への適切な対応に努めていく。</p>																	
(3) その他																	
なし																	

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名 総務部

(1) これまでの取組状況（主な現状等）
<p>【施設利用料関係】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部からの要請に基づきイベント等を中止したものと認められる場合に限り、指定管理者制度を導入している公の施設の利用料金については、返還することとして対応中。</p> <p>【防災関係】</p> <p>令和2年3月12日付け「総務省自治行政局地域政策課／消防庁国民保護・防災部防災課」事務連絡『新型コロナウイルス感染症対策における備蓄マスクの活用について（依頼）』について、県内全市町村へ周知を実施。（令和2年3月13日）</p> <p>【人事組織関係】</p> <p>感染拡大防止と職員の健康保持を図る観点から、知事部局において、時差通勤の拡充などを実施（3月3日付）。</p>
(2) 今後の対応方針
<p>【予算関係】</p> <p>令和元年度7号補正及び令和2年度1号補正予算について、2月定例会最終日（3/24）に提案予定。</p> <p>【施設利用料関係】</p> <p>返還の対象期限を令和2年2月26日（水）～令和2年3月31日（火）としていることから、国の動向を注視しつつ、期限延長について検討。</p> <p>【防災関係】</p> <p>保健福祉部と連携し、医療機関・介護施設等のマスク不足状況を市町村に対して情報提供していく。</p>
(3) その他
特になし。

(1) これまでの取組状況（主な現状等）

全国知事会関係

- ・ 2月21日「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」をとりまとめ、関係省庁等に要請活動を実施
- ・ 2月25日「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置し、第1回会議を開催
- ・ 3月5日 第2回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議を開催、関係省庁と意見交換を実施するとともに、下記の緊急提言を決定

- ①「新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言」
- ②「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言」
- ③「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言」

- ・ 3月5、6日 上記3提言を関係省庁に要請
- ・ 3月6日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言」をとりまとめ、菅内閣官房長官に要請
- ・ 3月10日 「国と地方の協議の場（令和元年度臨時会合）」が開催され、地方六団体の代表に関係大臣が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」について説明・協議
- ・ 3月18日 「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望」をとりまとめ、萩生田文部科学大臣に要請
「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正の施行に係る緊急提言」をとりまとめ、西村内閣府特命担当大臣（経済財政政策）に要請
「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」をとりまとめ、西村内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び橋本厚生労働副大臣に要請

学校関係

- ・ 県内の大学における卒業式等の実施に係る対応状況について、情報収集を実施
⇒卒業式については、中止が5大学、規模を縮小して開催が1短期大学となっている。
入学式については、中止が5大学、規模を縮小して開催が1短期大学となっている。
- ・ 私立学校に対し、文部科学省が通知する新型コロナウイルス感染症対策について周知

国際業務関係

- ・ 在留外国人等への周知を実施
- ・ 旅券窓口における感染症対策の徹底
- ・ 県ホームページにより、風邪症状がある者、渡航予定に余裕がある者に対し、旅券申請を控えることを依頼

公共交通関係

- ・花巻—上海定期便運休(2/8～7/11)、花巻—台北定期便運休(3/4～4/29)
- ・花巻～札幌便(新千歳) 3/9、3/11～3/28 1日1往復2便運休
- ・花巻～大阪便(伊丹) 3/12～3/14 1日1往復2便運休、3/15～3/28 1日2往復4便運休
- ・花巻～名古屋便(小牧) 3/21、3/23～3/28 1日1往復2便運休
- ・実施を予定していた各種イベントの中止、縮小
- ・公共交通機関における感染症対策を実施
- ・公共交通機関における業務従事者の感染症対策を実施
- ・岩手県バス協会から県に対するマスクの供給等に係る要望を受理
- ・バス路線の運休
 - 盛岡千厩線 3/20～当面の間 運休
 - 花巻空港安比線 3/23～3/29 運休
 - 仙台空港・松島・平泉線 3/21～当面の間 運休
 - 花巻空港線 3/12～13、3/15～19 盛岡駅発、花巻空港発各1便運休
3/11～3/19 盛岡駅発、花巻空港発各1便運休
3/1～3/28 盛岡駅発、花巻空港発各1便運休
 - 大野線 3/2～3/15 久慈駅発1便運休
 - 盛岡久慈線 3/27の久慈発1便、3/29の盛岡発1便運休
 - 盛岡安比線 3/23～3/27 盛岡発1日7便、安比高原発1日5便を各1日1便の臨時ダイヤに変更
3/28～3/29 盛岡発1日7便、安比高原発1日5便を各1日3便の臨時ダイヤに変更

(2) 今後の対応方針

全国知事会関係

- ・全国知事会と連携した対応を行うとともに、全国知事会を通じ、政府に対し必要な対応を求めていく。

学校関係

- ・国からの通知等を各私立学校等に情報提供して地域や学校の実情に応じた適切な対応について周知
- ・学校等からの相談に応じ、また、必要の都度国に対して要望するなど適切に対応していく。

国際業務関係

- ・在留外国人等への周知の実施
- ・旅券窓口における感染症対策の徹底

公共交通関係

- ・沿線の小中高校の休校、旅行取り止め等による経営への影響について継続確認

総務省とのリエゾンを通じた情報共有

(1) これまでの取組状況（主な現状等）

地方自治体の現状や対策、具体的な課題、国への要望を事項について、総務省と各都道府県等との間における1対1の情報共有窓口（リエゾン）を通じて情報共有を図り、下記事項を国に対し要望

- ① マスク、消毒薬の十分な量の確保に向けた供給・流通体制の構築
（特に、高齢者施設等のマスク等の確保対策）
- ② マスク等の医療物資に係る、国における確保と医療機関への優先配分
- ③ 簡易検査キットなどの迅速診断方法の早期確立と医療現場への普及
- ④ イベント・旅行等の自粛により減収が生じた事業者に対する支援策
- ⑤ 学校の臨時休業の期間中における児童等の受入態勢の確保等に係る関係機関への要請
- ⑥ 4月以降の罹患状況に応じた、教育現場における想定される対応・スケジュールの早期提示
- ⑦ 県が実施した指定管理者に対する減収補填に係る財政支援
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-の実行に際して必要となる地方負担や、今後新たに必要となる地方負担に対する適切な財政措置

(2) 今後の対応方針

引き続き国と連携し情報共有を図るとともに、必要な事項について要望していく。

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名 文化スポーツ部

(1) これまでの取組状況 (主な現状等)
<ul style="list-style-type: none">○ 文化・スポーツの各種イベント・公演等の延期、中止又は規模縮小等○ 感染防止のためのマスク、アルコール消毒液、検温計の不足○ 各種イベント公演の中止、延期等による指定管理者における利用収入の減収
(2) 今後の対応方針
<ul style="list-style-type: none">○ 国からの通知の内容を踏まえ、当部で主催する各種文化・スポーツイベント等のほか、3月中に予定している外部の方が参加する交流会や研修会についても延期又は中止とすることとした。
(3) その他

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状等）</p>
<p>○国からの通知等を受け、関係機関及び関係団体に周知し、対応を依頼済（以下は主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内における旅行客発症の場合等の適切な対応について（旅館ホテル生活衛生同業組合及び住宅宿泊事業者向け） ・予防対策や患者発生時の対応等について（旅館業、住宅宿泊事業者向け） ・中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示基準の運用について（関係機関向け） ・休講等の影響を受けた生徒等（調理師、製菓衛生師、理容師、美容師等）への配慮等について（学校、養成施設等向け） ・水道事業従事者の予防対策等について（水道事業者向け） ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて（火葬場設置者向け） ・食品等取扱事業者から新型コロナウイルス感染症への対応について相談があった場合の助言・指導について（保健所向け） <p>※今後も、国からの要請については、適時適切に関係機関へ周知</p> <p>○県民への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者向け関連情報を県ホームページ（新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載し、注意喚起や情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 3/2 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！ 3/3 マスクやトイレトペーパーの状況について 3/11 上記に、マスクの転売禁止の情報を追加
<p>(2) 今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請等について、適時適切に関係機関へ周知 ・関係事業者等の状況について常時把握 ・消費者向け関連情報について、ホームページ等を通じて県民へ周知
<p>(3) その他</p>

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状等）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県（県庁及び広域振興局）に設置した相談窓口において、資金繰り相談など中小企業者の経営相談に対応。（3月16日現在：46件） ・ 3月11日に、国（東北経産局・岩手労働局等）、商工指導団体、金融機関等による経済金融連絡会議を開催し、各機関等における対応状況等を情報共有。 ・ 金融機関や岩手県信用協会に対し、既往債務の条件変更などに柔軟に対応するよう要請。 ・ 事業活動に支障が生じている県内中小企業者に対して、既存の県単融資制度などによる金融支援を実施。 ・ 県民が県内の生産者や企業が生産する商品を知って、消費していただくことで、地元生産者や企業を応援し、地域全体を元気にしていくため、3月6日から「買うなら岩手のもの運動～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～」を展開中。（3/18現在：参画事業者31者） ・ 3月17日に、WEBを活用した企業説明会を開催。（参加学生数：延べ66名、参加企業数：8社）。3月23～27日にも、同企業説明会を開催予定。
<p>(2) 今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に支障が生じている県内中小企業者の経営安定を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金」及び保証料補給補助を令和2年度補正予算として盛り込んだ。 （制度概要） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資枠 200億円 ・ 貸付限度額 8,000万円 ・ 貸付期間及び貸付利率 10年以内 固定金利年1.4%以内、変動金利年1.2%以内 （県と金融機関が連携し、既存の融資制度より低い利率で設定） ・ 保証料率 年0.40% （県及び岩手県信用保証協会が連携して0.40%の引下げを実施） </div> ・ 宿泊施設に多くのキャンセルが生じ、予約も伸び悩んでいることから、4月1日から、県民が地元宿泊施設に宿泊し、地域を元気にしていくための「（仮称）岩手に泊まって応援キャンペーン」を展開する予定。 ・ 通信販売や中食などの新たな市場ニーズを捉えた商品開発や販路拡大を目指す事業者に対し、いわて希望応援ファンド助成金を活用し支援する。（公募期間：3/25～5/8） ・ 来年度実施する食の商談会（6/17）において、通信販売や中食などで需要が伸びている商品のPRや関連分野のバイヤー招聘を行い、新たな販路開拓を支援する。 ・ 引き続き、県及び関係団体の相談窓口を通じて、情報収集・把握に努める。

- ・ 国や関係団体と連携しながら、影響を受けている事業者への経営指導、国の緊急対応策や県単融資制度などによる金融支援、雇用の維持のための各種支援に取り組んでいく。

(3) その他

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状等）</p> <p>【相談・検査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県ホームページへ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」を掲載（1/21～） ○ 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の運用開始（2/8） ○ 「帰国者・接触者相談センター」の全日（土日・祝日を含む）24時間体制の整備（本庁2/19～） ○ 「県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会」を設置し、専門的な知見に基づく検査に係る助言体制の整備（2/11、2/18、3/17） ○ 「新型コロナウイルス感染症医療連絡会議」を開催し、具体的対応を確認（1/29、2/6、2/22） ○ 著しくひっ迫したマスクの供給不足に対し、市町村等へ在庫状況を緊急調査し、提供を依頼し、併せて国からもマスクを確保して、岩手医大及び県医師会への要望対応を実施 ○ PCR検査の保険適用による民間検査機関への依頼が可能となり、3検体実施（3/6から） ○ 実績 <ul style="list-style-type: none"> ① 相談件数 1,236件（保健所922件、県庁314件）（3/16現在） ② 検査状況 25件実施、全て陰性（3月17日6：00時点：民間検査分を含む） <p>【社会福祉施設関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に感染防護のための資材の入手が困難である状況を踏まえ、国において責任をもって調達・供給するよう、2月上旬に衛生部長会を通じて、3月上旬には全国知事会を通じて要望を実施 ○ 政府による学校の臨時休業等の要請を受け、保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおける臨時休業中の対応状況について調査を実施 ○ 3月13日、国から医療機関や高齢者施設等における手指消毒用エタノールの優先供給スキームが示されたことから、各施設の不足状況を照会の上、18日に国に供給要請（第1回要請数量 7,428リットル） ○ 3月18日、国が一括購入する2,000万枚の布製マスクの配布方法等について通知が发出され、併せて施設への事前周知依頼あり。

(2) 今後の対応方針

【相談・検査等】

- 新型コロナウイルス感染症を暫定的に加える新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた更なる感染対策を推進する。
- 国の緊急対応策第2弾を受け、補正予算による対応を実施
 - ・ 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制及びマスク・消毒薬購入経費 2百万円
 - ・ 感染症検査に係る保険料の公費負担等に要する経費 41百万円
 - ・ 環境保健研究センターに関係機材等を整備 18百万円
 - ・ 感染症患者の発生及び拡大に備え外来及び入院の医療体制を確保するための備品等整備費用補助 47百万円

【社会福祉施設関係】

- 国の緊急対応策第2弾を受け、補正予算による対応を実施
 - ・ 感染拡大防止策
 - 介護施設等衛生用品緊急調達事業費 99,280千円ほか3事業
(介護施設等に対し、県がマスク・消毒液を一括購入し配布)
 - ・ 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
 - 生活福祉資金貸付事業推進費補助 198,000千円
(低所得者世帯等に対する資金の貸付と必要な相談援助の実施に要する経費)
 - 児童保護措置費 43,441千円
(放課後等デイサービス事業所が、午前からの開所や新規の利用者の受入れ等に対応した場合に生じる費用について支援)
- 3月18日に国に対し手指消毒用エタノールの供給要請を行ったところであり、今後の国の対応を注視
- 国が一括購入するマスクは、日本郵便により直接介護施設等に送付されるため、マスクの配布・受領が円滑に行われるよう、県から各施設あて速やかに事前周知を実施

(3) その他

【社会福祉施設関係】

引き続き、市町村・関係団体等と連携し、社会福祉施設の状況把握に努めるとともに、国の動向に迅速に対応していく。

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状等）</p>
<p>1 国が実施する緊急対応策の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食休止への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 酪農家に対し、学校給食向けから単価の低い加工向けへの仕向け変更を行った場合の価格差への支援について、ホームページ等で周知。（3/18） ・ 乳業メーカーに対し、既に生産した学校給食向け牛乳を廃棄した場合の処分費用の支援について通知したほか、ホームページ等で周知。（3/18） ・ 食品納入業者に対し、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての代替販路のマッチング支援等について、ホームページ等で周知（3/16） ○ 農林漁業者への資金繰り対策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政策金融公庫等による農林漁業資金の融資における実質無利子化、実質無担保での貸付け等について、ホームページ等で周知。（3/14） <p>2 県産花きの消費拡大に向けた取組</p> <p>イベント等の自粛が続く中、花きの市場価格が回復していないことから、「買うなら岩手のもの運動」の一環として、県内の花き販売団体等と連携し、県民に対し、送別用等の花束に県産花きの活用を呼びかけ。（3/23）</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国からの要請等について、関係団体・生産者等に対し、速やかに情報提供を行う。 ○ 国が実施する緊急対応策に関する相談等に対応する。 ○ 農林水産業への影響について、引き続き状況把握に努めるとともに、国の動向を踏まえ、適切に対応していく。
<p>(3) その他</p>

新型コロナウイルス感染症に係る取組状況

部局等名 県土整備部

(1) これまでの取組状況 (主な現状等)
<ul style="list-style-type: none">○港湾従事者に対する予防対策の周知や訪日外国人への周知 (港湾)○寄港が決まっていたクルーズ船の寄港中止 (3回) (港湾)○空港管理従事者に対する予防対策の周知や検疫対応に係る打合せ等の実施 (空港)○公園管理従事者事業者に対する予防対策の周知等 (公園)○地下街管理会社等に対する予防対策の周知等 (街路)○道の駅管理者 (市町村) に対する予防対策の周知等 (道路)○施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応及び感染拡大防止に向けた対応の周知 (県、市町村の工事発注者向け)○施工中の工事における既済部分検査等の簡素化 (県、市町村の工事発注者向け)○学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について周知 (県、市町村の工事発注者向け)○下水道事業従事者に対する予防対策の周知 (下水道)○宮古・室蘭フェリー航路は、運航船の新型コロナウイルス対策に係る自衛隊支援及びその後の船体整備等のため、運休期間を3月16日の宮古発便まで延長、3月17日室蘭発便から運航再開 (港湾)
(2) 今後の対応方針
<ul style="list-style-type: none">○ 国からの要請等について、関係機関及び関係団体へ適時適切に周知○ 公共土木事業及び建設業等への影響について、適時適切に把握○ 各種行事や会議等の開催に係る対応については、適時適切に判断
(3) その他

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状等）</p> <p>【東日本大震災津波 岩手県・釜石市合同追悼式での取組状況】</p> <p>① 東日本大震災津波 岩手県・釜石市合同追悼式（3月11日）について、開催時間の短縮や参列者を大幅に減らすなど式典内容等を見直したうえで開催し、感染防止対策として、マスク着用、消毒ボトル配置、検温等を実施した（参列者135名）。</p> <p>【東日本大震災津波伝承館での取組状況】</p> <p>① 感染症対策を実施</p> <p>伝承館の最近の来館者数は、3月に入り増加傾向であり、3月11日は11月以来となる2千人を超える来館者があった（累計13万人に達した）。</p> <p>現在の感染症対策として次の取組を実施している。</p> <p>ア 伝承館受付にスプレー式アルコール消毒薬を設置</p> <p>イ 解説員を含むスタッフのマスク着用や手洗いの励行</p> <p>ウ 展示施設内のタッチパネル一部利用停止</p> <p>エ 展示施設内のタッチパネル、タッチペン、被災者の証言録など来館者が手指に触れる箇所のまめな拭取</p> <p>オ シアターの椅子配置の見直し（間隔を開け、席数を40席→20席程度に縮小）</p> <p>カ 館内の換気（1日2回程度）</p> <p>キ 集客イベントの当面見合わせ</p> <p>② 来館者への周知</p> <p>国営追悼・祈念施設を管理する東北国営公園事務所から伝承館に対する協力要請に基づき、次の対応を実施している。</p> <p>(1) 日本政府観光局（JNTO）の外国人旅行者向けコールセンター開設*を周知するチラシを伝承館受付に掲示</p> <p>※ 非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日・24時間、多言語で対応するコールセンターを開設し、新型コロナウイルス関連の問合せにも対応していること。</p> <p>(2) 国が作成した感染症対策への協力を呼びかけるチラシを掲示</p> <p>ア 「手洗い」に関するチラシを道の駅24時間トイレ洗面台に掲示</p> <p>イ 「咳エチケット」に関するチラシを伝承館受付に掲示</p> <p>③ マスク及び消毒薬の供給不足（調達困難）</p> <p>マスク及び消毒薬の発注手続を進めるとともに（入荷時期未定）、供給体制強化に関する生産者への働きかけについて、総務省リエゾンを通じて国へ要望している。</p>
--

(2) 今後の対応方針

【東日本大震災津波伝承館における対応方針】

- ① 引き続き上記の**感染症対策を実施**する。
- ② マスク及びアルコール消毒液について、**発注手続の継続**及び供給体制強化についての**国への要望**を継続する。

(3) その他

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状等)</p>
<p>○ 地方公共団体の調達への対応に係る総務省通知の周知 【3月4日：市町村に対しては政策地域部から周知】 ・全庁に対して、納期・工期の設定や事業者への支払の配慮など、踏まえるべき点を周知</p> <p>○ 施工中の工事における一時中止等の対応に係る国土交通省通知の周知 ・全庁に対して、施工中の工事における一時中止等の対応を適切に行うよう周知 【3月4日当初通知】：一時中止等の期間15日まで 【3月13日再度通知】：中止期間19日まで延長</p> <p>○ 物品等の庁内調達に係る対応 ・全庁に対して、緊急に必要な感染症対策物品等は各所属で直接購入できることと、購入実績がある場合は、全庁で情報共有を図るため、出納局宛て連絡するよう通知【2月26日】 ・年度を越える納期延長等に係る事務処理について、全庁に周知【3月13日】</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>
<p>○ 地方公共団体の調達への対応 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける調達について、その調達事務手続及び国費事業の繰越事務手続が適切に行われるよう、各部局等からの相談に対応していく。</p> <p>○ 施工中の工事における一時中止等の対応 一時中止等を行った工事名等について、庁内各工事所管部局の決定状況を随時把握の上、国に報告（国交省所管分のみ）を行っていく。</p>
<p>(3) その他</p>
<p> </p>

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名 医 療 局

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状等）</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルス感染症の指定感染症の指定に伴う厚生労働省の要請に基づき、2/8までに、一部の県立病院に「帰国者・接触者外来」を設置した。また、「帰国者・接触者外来」の実施にあたって、不足する簡易ベット、個人防護服、HEPA フィルター付き空気清浄器等の資機材は、帰国者・接触者外来整備事業（保健福祉部）により整備した。・ 2/25 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の策定を踏まえ、各県立病院に対し、今後の患者の増加等を見据えた医療提供体制の整備等について、医療局長通知を発出した。各県立病院では、患者の増加や重症者への対応を踏まえた医療提供体制の整備に向けて準備を進めている。・ 個人防護服、マスク、消毒薬等の資機材は、一定程度保有しているものの、今後対応が長期化した場合に備え、総務省リエゾン等に対し、医療用資機材の確保に関する要望を行っている。
<p>(2) 今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 県立病院に患者の増加を見据えた診療体制を整備し、重症者への対応など適切な医療を提供する。・ 医療従事者用マスク等に関しては、引き続き保健福祉部と連携し確保していく。
<p>(3) その他</p>

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名 企業局

(1) これまでの取組状況（主な現状等）
ア 対外的な取組について ① PR事業の休止について 施設見学者の受け入れ及び企業局施設カードの配布を当面休止することとした。 ② 工事及び業務の一時中止措置等について 受注者の意向により、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長に対応することとした。 イ 職員の感染予防について ① 感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて 知事部局の通知に準じて、企業局でも同様に扱うこととした。 ② 感染患者の発生に伴う出張等の対応について 各種研修会や会議など感染リスクが想定される出張等については、原則、当面見合わせることにした。 ③ 感染予防について 職員のマスクの着用やこまめな手洗いなど感染予防策の徹底を掲示している。 ウ 工事等への影響について 一部の工事において、中国からの資材調達が困難となったものがあり、繰越のうえ工期延長とすることとした。
(2) 今後の対応方針
○新型インフルエンザ事業継続計画（平成21年度策定）の準用について ・企業局職員に感染者が発生した場合は、当該計画を準用して企業局の事業を継続させることを想定している。
(3) その他

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状等）</p> <p>① 小・中・高等学校等における一斉臨時休業に係る2月28日付け文部科学事務次官通知に基づき、<u>県立学校及び市町村教育委員会に対し臨時休業の対応について通知（2月28日付）。</u></p> <p>② 3月2日付け文部科学省及び厚生労働省連名通知に基づき、<u>県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校において子どもを預かることや、教員が放課後児童クラブ等の業務に携わること等について、柔軟な対応を求めることを通知（3月5日付）。</u> なお、一部の学校において、<u>子どもの受入れや放課後児童クラブへの教員派遣に対応中</u></p> <p>③ 2月26日付けスポーツ庁及び文化庁からの通知に基づき、<u>県中体連等の関係団体に対し、イベントの自粛について通知（2月28日付）。</u></p> <p>④ <u>県立青少年の家を3月3日から31日まで休所にするるとともに、県立図書館・博物館・美術館のイベントの中止・延期等を実施。</u></p> <p>⑤ <u>県立高等学校に対し、終業式及び離任式は中止とするよう通知（3月13日付）</u> <u>※ 必要に応じ、登校日を1日程度設けて構わないこと。</u></p> <p>⑥ <u>県立高等学校に対し、部活動は引き続き禁止とするが、健康保持の観点から、学校の校庭や体育館を開放して生徒が使用することを可とするよう通知（3月13日付）</u></p> <p>⑦ <u>「令和2年度岩手県中学校新入生学習状況調査」及び「令和2年度高校1年・2年基礎力確認調査」の中止を通知（3月17日付）</u> <u>※ 国は「令和2年度全国学力・学習状況調査」の4月16日実施を中止（3月17日付）</u></p>
<p>(2) 今後の対応方針</p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症への対応による令和元年度補正予算</u></p> <p>① <u>学校一斉臨時休業に伴い、特別支援学校の不用となった給食食材の保護者負担分を学校設置者である県が負担する経費。</u> <u>【特別支援学校費管理運営費 732千円】</u></p> <p>② <u>学校一斉臨時休業に伴い、市町村が実施する放課後子供教室を新たに設置する等の経費。</u> <u>【学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助 1,413千円】</u></p>
<p>(3) その他</p>

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名 警察本部

(1) これまでの取組状況（主な現状等）
<p>○ 主な現状（指示事項）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 空港、港湾、病院等におけるトラブル防止のための警戒警備・ 混乱に乗じた各種犯罪抑止と取締りの徹底・ 関連情報の収集・ 職員、家族の感染予防対策 <p>等について各種通達等を発出している。</p> <p>また、運転免許証の失効の取り扱いについてマスコミを通じ周知を図っているほか、マスクの転売に関しては事案認知時の即報、適正捜査を指示している。</p>
(2) 今後の対応方針
<p>引き続き必要に応じて医療機関等におけるトラブル防止のため警戒警備を実施するほか、混乱に乗じた各種犯罪の抑止、取締りを徹底していく。</p>
(3) その他

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状等)</p> <p>1 対策本部盛岡地方支部について (2/21 設置)</p> <p>① 支部会議の開催 第1回2/21、第2回2/28、第3回3/6、<u>第4回3/17</u></p> <p>② 構成メンバー 局内各部長、教育事務所長、県立学校長、県立病院長、管内4警察署長 オブザーバー管内8市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)</p> <p>2 管内市町の状況について</p> <p>① 対策本部の設置状況 (3/19 現在) 盛岡市2/28、滝沢市3/3、葛巻町2/28、岩手町2/27、雫石町3/6、矢巾町3/6 紫波町(警戒本部)3/11 その他は庁内連絡会議により対応</p> <p>② 管内小中学校の臨時休業 市町の状況に応じて3/2～9の間に臨時休業。臨時休業対応として、放課後児童クラブ開所時間の延長、事業所による託児場所の設置、子ども食堂を運営する団体が食材を配布</p> <p>③ 各種検診 特定健診や各種がん検診などの集団検診は、検診実施機関等との関係から、4月以降、予定どおり実施せざるを得ない状況</p> <p>④ <u>管内市町によるマスクの提供・配付</u> 県の要請を受け、マスクの提供・準備を行っているほか、介護施設等の要請を受け、備蓄中のマスクを介護・福祉施設へ配付した事例あり</p> <p>3 管内宿泊業・事業者の状況について</p> <p>① 宿泊施設でキャンセルが発生しており、雇用調整助成金制度の活用を検討する動きあり</p> <p>② 管内市町、商工指導団体窓口では、宿泊業、飲食業に加え、小売業の事業者等から、融資・雇用調整助成金制度に関する相談が増加傾向</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p> <p>1 市町村支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、支部会議を開催し、情報の提供や共有を図るとともに、保健所における一般相談を実施 感染者の発生状況に応じ、市町村支援の窓口設置を検討 <p>2 事業者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、中小企業等金融相談窓口を設置するとともに、管内市町・商工指導団体等と連携し、融資制度等の周知・あっせんを実施
<p>(3) その他</p>

(1) これまでの取組状況 (主な現状等)

1 新型コロナウイルス感染症対策本部地方支部の設置及び支部委員会議の開催

(1) 地方支部設置 令和2年2月21日 (奥州地方支部、花巻地方支部、一関地方支部)

(2) 地方支部委員会議の開催状況

奥州地方支部 開催回数4回、3月24日開催予定

花巻地方支部 開催回数4回、次回開催日は未定

一関地方支部 開催回数2回、3月24日開催予定

(3) 地方支部委員会議の概要

本部会議結果、新型コロナウイルス感染症の動向、局・保健所及び市町の対応状況等について、情報共有・意見交換を行った。

なお、3月16日以降・市町もオブザーバーとして出席。

2 感染症対策連絡会議等の開催

(1) 開催期日

奥州地方支部管内 1月29日、2月28日

花巻地方支部管内 2月4日、2月26日

一関地方支部管内 1月30日、2月25日

(2) 出席者

医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防、警察、介護・高齢者福祉施設団体、保育施設団体、教育事務所、県立学校、市町

(3) 概要

関係機関で、現状や対応方針について情報共有・意見交換を行った。

3 「金融相談窓口」における対応 (3/2～3/18)

(1) 管内相談件数 9件 (うち県南局 7件、県本庁 2件)

(2) 主な業種 飲食業、宿泊業、製造業

(3) 主な相談内容 融資制度、雇用調整助成金、資金繰り

4 市町対策本部の設置状況等

(3月17日現在)

地方支部	市町名	本部設置	会議開催回数	次回開催予定	主な検討内容
花巻	花巻市	2/28	6回	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県市長会への緊急要望 ・マスク、消毒液の調達要請 ・市各部の対応状況 ・市内商工事業者向け支援制度説明会の開催 ・市の施設の休止、イベント、会議等の中止・延期、小中学校の対応
	北上市	2/27	3回	3/19	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う対策、施設・市民・事業者への要請・連携の決定 ・備蓄用マスク等の活用について ・市議会議員選挙 (3/29 予定) での感染防止策 ・市が開催するイベント・会議などの中止・延期の期間の延長 (～3/31) ・市内サービス産業事業者等への影響調査の実施

	遠野市	2/21	8回(連絡会議)	3/18 (防災会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所との連携・対応内容を確認 ・保健所主催会議の情報共有 ・保育園の開園方針、休校小中高の卒業式方針確認、イベント開催対応の確認 ・広報紙臨時号発行及び庁舎内に専用相談窓口開設を決定 ・総合教育会議(教育委員会部局)と地域経営会議(市長部局)合同開催による情報等の共有
	西和賀町	未設置	—	—	<ul style="list-style-type: none"> (幹事会) ・4月以降のイベント等開催判断 ・感染者町内発生時の対応(以上幹事会での検討)
奥州	奥州市	2/28	4回	3/23	<ul style="list-style-type: none"> ・前沢春まつり、日高火防祭、江刺甚句まつりの開催判断は各実行委員会で決定 ・保健福祉関係機関・団体等の行事・イベント・会議等の状況について情報共有
	金ケ崎町	2/27	3回	3/19	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催会議開催の見直しについて ・小中学校の休校について ・所管施設の休館延長及びその他施設の休業について ・イベント及び会議等の今後の対応について
一関	一関市	2/28	9回	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主催するイベントや行事の対応 ・小中学校の休業 ・小中高校の休業に合わせた公の施設使用許可の対応 ・市県民税申告期間の延長 ・県内、市内で感染者発生時の初動体制 ・厚生労働省通知の情報共有
	平泉町	2/28	5回	3/23	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の発生状況 ・各課での対応(行事予定、延期や中止等検討)について情報共有

(2) 今後の対応方針

- 地方支部委員会等により、管内市町や関係団体等の対応状況や要望を随時把握するとともに、関係公所・団体間で連携を密にして対応していく。
- 小中学校等の休校に伴う職員の業務等への影響
 - 1 休暇取得状況(3月2日～3月18日)
 - (1) 職員(任期付職員、再任用職員含む) 684名中 22名 (3.2%) 延べ 32日4時間
 - (2) 非常勤職員・期限付臨時職員 231名中 12名 (5.2%) 延べ 8日4時間
 - 2 業務への影響

前回調査時よりも休暇取得者数及び休暇取得時間は増加しているが、現時点では、所属内の相互支援により対応しており影響はない。
 - 3 今後の休暇取得見込み及び対応
 - (1) 職員(任期付職員、再任用職員含む) 684名中 55名 (8.0%)
 - (2) 非常勤職員・期限付臨時職員 231名中 19名 (8.2%)

春休みになるため休暇取得見込み数は減少しているが、今後、休校措置が長期化する場合は、業務等への影響を随時確認し、必要な業務支援体制を確保することとしている。

(3) その他

(1) これまでの取組状況 (主な現状等)																																					
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策本部地方支部の設置及び支部会議の開催</p> <p>(1) 地方支部の設置 令和2年2月20日 (釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部)</p> <p>(2) 地方支部会議の開催 釜石地方支部 2月21日、3月3日、<u>3月16日</u> 宮古地方支部 2月25日、3月5日、<u>3月17日</u> 大船渡地方支部 2月25日、3月3日、<u>3月16日</u></p> <p>(3) 地方支部会議の概要 本部員会議結果、新型コロナウイルス感染症の動向、局・保健所の対応状況について、情報共有・意見交換を行った。</p> <p>2 「帰国者・接触者相談センター」における対応 (2/8~3/17)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内相談件数 <u>129件</u> (釜石 <u>33件</u>、宮古 <u>40件</u>、大船渡 <u>56件</u>) <p>3 「金融窓口相談における」対応 (3/2~3/17)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内相談件数 <u>11件</u> (釜石 <u>4件</u>、宮古 <u>3件</u>、大船渡 <u>4件</u>) 相談内容 資金繰り (宿泊・飲食業)、納品遅延 (製造業)、貸付制度 <p>4 釜石港における対応 釜石港に中国からのコンテナが入港し、積み荷の揚げ降ろし作業終了後に離岸 (船員は中国浙江省に滞在歴があるため、仙台出入国在留管理局盛岡出張所が船員の上陸禁止措置を取った) (3/10、<u>3/16</u>)</p> <p>〔参考〕市町村対策本部の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地方支部</th> <th>関係市町村</th> <th>本部設置</th> <th>開催状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">釜石</td> <td>釜石市</td> <td>2/28</td> <td>3/4 第2回本部会議、3/19 第3回本部会議 (予定)</td> </tr> <tr> <td>大槌町</td> <td>2/28</td> <td>2/28 第1回本部会議、3/13 第2回本部会議</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">宮古</td> <td>宮古市</td> <td>2/28</td> <td>2/28 第1回本部会議、3/6 第2回本部会議</td> </tr> <tr> <td>岩泉町</td> <td>2/19</td> <td>2/28 第2回本部会議、3/12 第3回本部会議</td> </tr> <tr> <td>山田町</td> <td>2/28</td> <td>2/28 第1回本部会議、3/13 第2回本部会議</td> </tr> <tr> <td>田野畑村</td> <td>2/26</td> <td>2/26 第1回本部会議</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大船渡</td> <td>大船渡市</td> <td>2/18</td> <td>3/11 第4回本部会議、3/18 第5回本部会議</td> </tr> <tr> <td>陸前高田市</td> <td>2/18</td> <td>3/13 第3回本部会議、3/19 第5回本部会議 (予定)</td> </tr> <tr> <td>住田町</td> <td>2/18</td> <td>3/12 第4回本部会議、3/25 第5回本部会議 (予定)</td> </tr> </tbody> </table>				地方支部	関係市町村	本部設置	開催状況	釜石	釜石市	2/28	3/4 第2回本部会議、3/19 第3回本部会議 (予定)	大槌町	2/28	2/28 第1回本部会議、3/13 第2回本部会議	宮古	宮古市	2/28	2/28 第1回本部会議、3/6 第2回本部会議	岩泉町	2/19	2/28 第2回本部会議、3/12 第3回本部会議	山田町	2/28	2/28 第1回本部会議、3/13 第2回本部会議	田野畑村	2/26	2/26 第1回本部会議	大船渡	大船渡市	2/18	3/11 第4回本部会議、3/18 第5回本部会議	陸前高田市	2/18	3/13 第3回本部会議、3/19 第5回本部会議 (予定)	住田町	2/18	3/12 第4回本部会議、3/25 第5回本部会議 (予定)
地方支部	関係市町村	本部設置	開催状況																																		
釜石	釜石市	2/28	3/4 第2回本部会議、3/19 第3回本部会議 (予定)																																		
	大槌町	2/28	2/28 第1回本部会議、3/13 第2回本部会議																																		
宮古	宮古市	2/28	2/28 第1回本部会議、3/6 第2回本部会議																																		
	岩泉町	2/19	2/28 第2回本部会議、3/12 第3回本部会議																																		
	山田町	2/28	2/28 第1回本部会議、3/13 第2回本部会議																																		
	田野畑村	2/26	2/26 第1回本部会議																																		
大船渡	大船渡市	2/18	3/11 第4回本部会議、3/18 第5回本部会議																																		
	陸前高田市	2/18	3/13 第3回本部会議、3/19 第5回本部会議 (予定)																																		
	住田町	2/18	3/12 第4回本部会議、3/25 第5回本部会議 (予定)																																		
(2) 今後の対応方針																																					
(3) その他																																					
3月26日 (木) 第4回釜石地方支部会議開催 (予定)																																					

(1) これまでの取組状況（主な現状等）
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策連絡会の開催（管内医療機関、市町村、警察署、消防本部、保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 久慈保健所：2月6日開催、3月11日開催（市町村、保健所） ・ 二戸保健所：3月3日開催 <p>2 帰国者・接触者相談センターにおける対応[令和2年2月10日設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>相談件数 42件（3月18日現在：久慈25件、二戸17件）</u> <p>3 新型コロナウイルス感染症対策本部地方支部委員会議の開催</p> <p>【久慈地方支部】[令和2年2月21日設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回：2月25日（各部（室）、審査指導監、教育事務所、久慈病院、久慈高校、久慈警察署） ・ 第2回：2月27日（ " ） ・ 第3回：3月 6日（ " 、管内市町村がオブザーバー出席） ・ 第4回：3月13日（ " ） ・ <u>第5回：3月24日 開催予定</u> <p>【二戸地方支部】[令和2年2月21日設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回：2月25日（各センター（センター内室含む）、審査指導監） ・ 第2回：2月27日（ " ） ・ 第3回：3月 3日（ " ） ・ 第4回：3月 6日（ " 、管内市町村がオブザーバー出席） ・ 第5回：3月16日（ " ） ・ <u>第6回：3月24日 開催予定</u> <p>4 中小企業向け金融相談窓口における対応[令和2年3月2日設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>相談件数 久慈0件、二戸0件（商工会議所等で6件の相談あり）</u> <p>5 県主催の会議、研修等の見直し（中止・縮小・延期）の他、次の感染症予防策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の体温測定 ・ 参加者の手指消毒 <p>5 久慈・二戸地区合同庁舎に手指消毒用アルコール・啓発ポスター等の設置、受付カウンター等の消毒徹底</p> <p>6 感染症対策啓発チラシの市町村を通じた全戸配布</p> <p>7 保健所、社会福祉施設におけるマスク、消毒用アルコールの在庫状況を調査</p> <p>8 文部科学省からの各種調査への対応（小中学校修学旅行実施状況、学童や放課後子供教室など子どもの預かり場所等）、管内市町村教育委員会への情報提供</p>
(2) 今後の対応方針
(3) その他